

# 安平町共同墓申請受付について

核家族化、少子化等による様々な事情で「お墓を継ぐ人がいない」「お墓の管理ができない」「お墓を建てることできない」方への選択肢のひとつとして、令和3年9月に共同墓を整備しました。管理は町が行いますので、安心してご利用いただけます。

## 安平町共同墓の概要

設置場所：早来墓地内、追分墓地内

収容体数：650体ずつ（約50年間利用できることを想定）

使用料：

埋蔵収骨数	安平町民	安平町民以外
焼骨1体	30,000円	50,000円
2体～5体	50,000円	80,000円
6体以上	焼骨1体につき 10,000円加算	
墓誌記名板	希望者のみ 代表者名刻字 20,000円	

## 受付期間

4月18日(月)から11月18日(金)までの平日8時30分～17時15分(土、日、祝日を除く)

## 場所

税務住民課住民生活グループ、住民サービス課住民サービスグループ 窓口

申込みに必要なもの ※生前予約はできませんので、ご注意ください。

- ・申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）
- ・下記の①～⑤で該当する書類
  - ①一度も納骨されていないお骨を納骨する場合 ⇒ 火葬許可証
  - ②町内の墓地から移す場合 ⇒ 町発行の改葬許可証（税務住民課、住民サービス課窓口で別途改葬手続きを行うことで発行します）
  - ③町内の納骨堂から移す場合 ⇒ 収蔵証明書（お寺〔納骨堂〕から発行されます）
  - ④町外のお墓から移す場合 ⇒ 他市区町村発行の改葬許可証（お墓を管轄する市区町村から発行されます）
  - ⑤町外の納骨堂から移す場合 ⇒ 他市区町村発行の改葬許可証（納骨堂を管轄する市区町村に、お寺〔納骨堂〕から発行された収蔵証明書を提出、申請することで発行されます）

※必要書類等は個人により異なりますので、事前に税務住民課住民生活グループまでお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意事項

- ・共同墓は、骨壺などから焼骨のみを取り出して埋蔵します。一度、埋蔵した焼骨はお返しできません。なお、十分な収容数を確保していますので、親族の方と相談されたうえでご利用ください。
- ・使用料に係る納入通知書は、申請書類を受理、審査した後に送付します。納骨日の前日まで納入ください。
- ・納骨は5月2日(月)から11月30日(水)までの平日10時～16時までとなります。

## 問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎ 2940